

平成22年度第3回入札監視委員会議事録

平成22年9月27日

関東森林管理局 4階中会議室

- 1 開会
- 2 委員及び出席者の紹介
- 3 総務部長あいさつ
- 4 委員長あいさつ

5 報告事項

(資料説明 1～5 : 資料 1～資料 6)

(石井委員)

去年の同期と比べて治山工事の件数が半減しているが、何か理由があるのか。

(治山課長)

事業量全体が減ってきているためである。単純に予算が昨年より15%から20%減額になっている。また、平成21年度の同時期には、補正予算もあった。その年の執行予算額の規模の違いということになる。

(高田委員)

指名停止の案件の中で、指名停止解除というのがあるが、この場合、逮捕という事実があつて指名停止になった。その期間中に不起訴になると、すぐに指名停止を解除しなければならない理由があるのか。

(経理課長)

要領の中に「指名停止の期間中の有資格者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。」ということを決まっている。

(高田委員)

本来、検察庁は起訴、不起訴は公表するが、起訴猶予や嫌疑不十分は公表しない。何の情報で判断するのか。

また、起訴猶予というのは、本当は起訴すべきだが諸般の事情で猶予するというだけなので、責めを負わないことが明らかとなったとは違う。談合は行っていたのではないのか。そういう場合でも解除しなければならないのか。

(経理課長)

国土交通省の事例でも、談合による利益を得ていないということで、書類送検された業者について不起訴処分(起訴猶予)となったことにより、指名停止措置の解除を行っている。

制度論ということになるが、要領に基づいて行っているということでご理解いただきたい。

(参考資料説明：参考資料 1～参考資料 4)

(石井委員)

参考資料 1 で、前回まで添付されていた署別の時系列分析一覧表をつけて欲しい。署別の状況を鳥瞰図で見られることからお願いしたい。

(企画調整室長)

了解した。

6 抽出事案の説明

前回質問事項の説明

(石井委員)

前回の質問事項で、積算の方法が違っていた部分であるが、入札に参加した業者が初めて参入した業者ならば勘違いもあると思うが、何回か入札に参加している業者が違うというのは考えられないが、どのように考えるか。

できれば、業者が誤解しないように明示すべきと思うが。

(治山課長)

今回の案件については、積算の方法が「慎重に施行」というところから、人力と機械という条件の差になり、積算の差になったと考えられる。署あてに業者が誤解しないよう注意する旨の指導をしたい。

7 審議

(高田委員)

先程の低入札の価格調査について、資料の中に「提出された資料によれば、違法な状況は認められない。」ということを一言入れた方が良いと思う。

また、参考までに調査結果については、損害賠償請求等の事案があった場合、想定落札率に係る資料となることから、ある程度の期間残しておいた方がよいと思う。

(経理課長)

参考にさせていただく。

(石井委員)

治山工事で工事費内訳書の分析を見ると、例えば仮設工等で入札に参加したすべての業者が、同じように 140%と積算をしているものがある。また、昨年も低入札で取った業者が、今年も同様に低入札で取っているという案件がある。このような市場の状況、応札状況等を予定価格の積算に反映できないのか。

(治山課長)

予定価格については、決められた積算基準がありその中で行っている。

仮設工については、特に明示していないことから、署の必要最小限の想定と業者の施工性を優先させる等との想定が違うことがあると考えられることから、今後は食い違いのないようしていきたい。

(石井委員)

低入札の案件で、中越署の案件に集中しているがなぜか。

(治山課長)

中越署が低入札が多いのは、競争環境があると考え。業界事情が厳しくなっているということを反映していると考え。

また、特定の業者で低入札の傾向があるということがあがるが、属社的なのか業界全部なのかは判断はしかねる。

(総務部長)

中越署では、他地域に比べ入札に参加する業者が多くなっていることから競争も働いているものと考えられる。

(経理課長)

今回の低入札の調査でも手持ち工事はないとあるので、かなり無理して取ったと考えられる。

(石井委員)

中越署の案件で、(入札時に提出する) 工事内訳書より入札価格を 200 万下げている業者がある。全体の 1 / 3 下げるとするのは、よほどの事情がないと下げないと思うが。何らかの形で情報を得られたのか。

(経理課長)

想像でしかないが、紙入札の時には時間差があり、違う価格で入れていた例もあるが、今は電子入札になり直前にしか開けられないので、差を付けるのは無意味である。なぜ金額を変えているのかは全く理解できない。

情報については、漏れることはないと考え。談合したともいえない。

(石井委員)

造林の請負事業で、初回の入札で不落になり再公告時に予定価格が下がっている案件があるが、理由は何か。不落であるにもかかわらず予定価格を下げ、しかも落札しているのは奇妙に見えるがどうか。

(販売課長)

初回の入札を 4 月に実施していることから、単価表について 3 月時点のものを使用している。年度を越え、単価が変わったことにより予定価格が変わったと考える。なお、精査して次回お知らせする。

(松岡委員)

希少野生動物等に関する事務・業務委託、調査・設計委託等の業務について、契約対象者のチェックのところで、競争参加資格の欄に、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、営業品目が「調査・研究」に登録されている者であること等とあるが、他に何か詳しく決められているのか。

(企画調整室長)

これは役務の契約なので、全省庁の統一資格の要件を当てはめている。他に地域性が限定されると「調査・研究」という項目で限定されてくる。

(経理課長)

類似業務のどういう実績があるのか、どういう資格を持っているかということもある。

(松岡委員)

先程、相手から提案して貰ってそれをチェックすることで事業をするというのがあったが、この資料に載ってくる事業でそういうものは多いのか。

(企画調整室長)

仕様ががっちり決まっているものは一般競争で、仕様ががっちり決められない、業者から提案して貰って良いものにしていくというもの、価格と評価で行うものが総合評価ということである。

仕様を固めてしまえば、次年度以降は一般競争に入札方式が変わっていくということもありえる。

(経理課長)

調査関係では、先程の2件が総合評価で、総合評価になる前は企画競争と言われていたものである。仕様が固まっていないものについて、価格競争では計り知れないもの、業者からの提案を活用したいものについては、総合評価ということである。すべてが総合評価ということではない。

(松岡委員)

資料について、地域ごとの特徴が出てきていると思うが、どこか代表的な署、幾つかについて、事業毎の応札者と落札者の一表というのはできないか。

それにより、新規参入等の状況が把握でき、新規参入を増やす方法等も考えられる。検討してほしい。

(企画調整室長)

検討させていただく。

8 その他

(アンケート調査結果について)

(資料説明：資料10)

(石井委員)

工所用資材等に関する特定業者の優遇というところがあるが、工法指定とか材料等、シカネット柵についての指摘について、今はないのか。

(治山課長)

事実誤認もあるかと思うが、治山工事については、資材を指定することはないが、工事を発注、進行していく段階で施工業者が使い慣れた資材、現場での実績のある、いわゆる定番商品的な資材を結果的に多用する傾向はある。

(森林整備課課長補佐)

シカネット等ということであるが、使用基準については、幅を設けた仕様書にしている。ただ、国立公園では、使えない材料、色等ある。また過去の実績の中で有効であったもの等についてはある程度縛られるが、限定という程の縛りはない。

(石井委員)

2番目のところで、「単純な工事であっても、地形の状況、工事の品質確保、安全性の確保の観点から、一定の経験と技術が必要となることがあり、一定の施工実績は必要と考える。」というところは、林野庁よりは厳しくすべきだという意見か。

(治山課長)

ここにある路盤工のみの工事は、単純な工事かもしれないが、危険地のようなところで安全性はどうなのか、経験のないところで施工管理はできるのかということである。

(高田委員)

地形等の状況によりとか安全確保の面でと条件を付けたらどうか。

(石井委員)

この実績というのは、同種工事について一定の実績ということをしていると思うが。林野庁の高度な技術や経験を要しないという限定と安全性云々と一定の経験と技術を有するということの意味が何処まで違っているのか、林野庁の意図するところはどのようなことを考えているのか。

(森林整備課課長補佐)

林道工事でも現実問題として単純工事でも品質が確保できないというものがある。

(高田委員)

「なお」以下をもう少し強く出したらどうか。

(石井委員)

治山と林道の工事で同種工事として認めて欲しいとあるが、治山と林道の経験は、全く別か。

(治山課長)

治山と林道の経験は別である。実際は両方やるという業者が多い。

(高田委員)

他省庁と地方自治体の工事経験を認めると、理念的には分かるが、実績について確認方法はあるのか。認定手段をどうするか考える必要がある。

(治山課長)

契約書とか納品書（完成証明）などで確認するしかない。

(石井委員)

「入札公告の文章で分かりにくい表現がある」とあるが例えばどんなことか。

(事務局)

「都道府県、及び市町村発注の同種工事の元請として実績を有する者」という表記が具体的に記入されていないので国有林のみと誤解される面がある。

(高田委員)

地方自治体と国の契約、発注の仕様は同じか。

(治山課長)

規模の違いはあるが、ほぼ同じである。

(石井委員)

建設工事については、何か添付資料を要求しているのか。

(森林整備課課長補佐)

契約書、実績があれば良いことになっている。

(事務局)

いただいたご意見によりまとめさせていただく。

(淵上委員長)

ご熱心な議論をしていただいた。

入札監視の事務が前進したのではないかと思う。

9 閉会